

の確保を推進するとともに、救急医療機関内の受入れ・連絡体制の明確化等を図る。

また、重篤な救急患者の救命救急センター等への受入れ体制の確保のため必要があるときは、緊急着信専用電話の設置等の連絡手段の整備に努める。

7 損害賠償の適正化等

(1) 自動車損害賠償保障制度の充実等

事故による被害者の救済対策の中核的役割を果たしている自動車損害賠償保障制度については、今後とも、社会経済情勢の変化、交通事故発生状況の変化等に対応して、その改善を推進し、被害者救済の一層の充実を図る。

ア　自動車損害賠償責任保険（自動車損害賠償責任共済）の充実

（ア）裁判等における賠償水準、物価、賃金等の動向に対応して、保険金額（共済金額）及び支払基準の改定を行う。

なお、健全な保険（共済）収支を確保するため、保険料（共済掛金）率の適正化を図る。

イ　保険会社、調査事務所及び農業協同組合・同連合会における保険金（共済金）の査定、支払等の業務の適正化を推

進する。

(ウ) 事故に係る医療費支払の適正化を推進する。

イ 無保険（無共済）車両対策の徹底

原動機付自転車等検査対象外の車両について、無保険（無共済）バイクをなくそうキャンペーンの実施、保険（共済）加入者の一元的管理、街頭の指導取締りの強化等を通じて責任保険（責任共済）の加入率の向上を図る。

ウ 任意の自動車保険（自動車共済）についての指導の強化

責任保険（責任共済）と共に重要な役割を果たしている任意保険（任意共済）について、被害者救済等の充実を図るために、制度の改善及びその普及率の向上について指導を強化する。

(2) 損害賠償の請求についての援助等

ア 地方公共団体の設置する交通事故相談所の活動の強化

地方公共団体の設置する交通事故相談所の業務については、次の措置によりその充実、強化を図る。

(ア) 地域における交通事故相談活動を充実するため、都道府県及び政令指定都市の交通事故相談所の相談業務の充実を図るとともに、市町村相談窓口に対する都道府県交通事故相談所の指導を強化する。

- (イ) 交通事故相談所業務の円滑かつ適正な運営を図るため、
関係援護機関、団体等との連絡協調を促進する。
- (ウ) 相談内容の多様化・複雑化に対処するため、研修等を通じて相談員の資質の向上を図る。
- (エ) 交通事故相談所において各種の広報を行うほか、地方公共団体の広報紙の積極的な活用等により交通事故相談活動の周知徹底を図り、交通事故当事者に対し広く相談の機会を提供する。

イ 損害賠償請求の援助活動の強化

警察機関による交通事故処理、法務局、地方法務局及び人権擁護委員による人権相談並びに行政監察局及び行政相談委員による行政相談の一環として交通事故に関する相談を積極的に取り扱うとともに、交通事故紛争処理センター、法律扶助協会及び日弁連交通事故相談センターにおける交通事故の損害賠償請求についての相談及び援助に関する業務の充実を図る。

ウ 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

自動車事故対策センター及び交通遺児育英会が行う交通遺児等に対する生活資金及び奨学金の貸付け、交通遺児育成基金の行う交通遺児育成のための基金事業並びに学資負担の困難な交通遺児等に対する援助措置の充実を図る。

また、自動車事故対策センターによる療護施設の運営等重度の後遺障害者に対する援助措置の充実を図る。

8 科学技術の振興等

(1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進

交通事故は、交通環境、車両の構造及び性能、人間の注意力等の要素が相互に複雑に関連して発生すると考えられるので、科学的な交通取締装置と取締り手法、高齢者でも安全・快適に運転できる車両、光ファイバー等を利用した道路情報提供装置等最近のエレクトロニクス、情報等の技術進歩に対応した研究開発に重点を置きつつ、それぞれの関連分野における研究開発及び各関連分野の協力による総合的な研究開発を一層推進する。

このため、交通の安全に関する研究開発を分担する各国立試験研究機関について、研究費の充実、研究設備の整備等を図るとともに、研究開発に関する総合調整機能の充実、試験研究機関相互の連絡協調の強化等により、総合的な研究課題に取り組み得る態勢を確立する。

また、交通の安全に関する研究開発の推進は、基礎面にあっては大学、応用面にあっては民間試験研究機関との協力に待つところが多いので、これらの機関との連携の緊密化を図る。